

桶川市農業委員会の委員の選任に関する要綱

平成 28 年 1 月 8 日

告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号。以下「施行規則」という。）その他関係法令の規定により、桶川市農業委員会の委員（以下「委員」という。）の選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集等の方法及び期間)

第 2 条 市長は、次の方法により委員の候補者の推薦の求め及び募集（以下「募集等」という。）をする。

- (1) 農業者等のうち個人からの推薦
- (2) 農業者等のうち団体からの推薦
- (3) 個人による応募

2 募集等の期間は、28 日間とする。ただし、募集期間の末日となる日が桶川市の休日を定める条例（平成 2 年桶川市条例第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）である場合は、その翌日以降で最初に到来する市の休日でない日を募集期間の末日とする。

(推薦及び応募の要件)

第 3 条 委員として推薦を受け、又は募集に応募することができる者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、委員として選任される日において、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は桶川市の農業及び農地に関する識見を有する者

(2) 桶川市の常勤の職員又は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員でない者

(3) 農業委員会等に関する法律第 8 条第 4 項各号のいずれにも該当しない者

（募集等の期間等の公表）

第 4 条 市長は、委員の募集等に当たっては、募集等の期間、次条及び第 6 条に規定にする書類の提出方法その他必要な事項を次の方法により公表する。

(1) 桶川市広報への掲載

(2) 桶川市ホームページへの掲載

(3) その他市長が適切と認める方法

（推薦手続等）

第 5 条 委員の推薦をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 第 2 条第 1 項第 1 号に規定する農業者等のうち個人からの推薦の場合
当該農業者等の代表者が桶川市農業委員会委員推薦用紙（様式第 1 号）に必要事項を記入し、当該代表者以外の農業者等 2 人以上の連名をした上で、市長に提出する。

(2) 第 2 条第 1 項第 2 号に規定する農業者等のうち団体からの推薦の場合
当該団体の代表者が桶川市農業委員会委員法人（団体）推薦用紙（様式第 2 号）に必要事項を記入し、市長に提出する。

2 前項各号の規定による提出は、持参により行うものとする。

（応募手続等）

第 6 条 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する募集に応募する者は、桶川市農業委員会委員応募用紙（様式第 3 号）に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 前項の規定による提出は、持参により行うものとする。

(推薦を受けた者等の公表)

第7条 市長は、募集等の期間の中間において、施行規則第6条第1号に規定する事項を桶川市ホームページへの掲載その他市長が適切と認める方法により公表する。

2 市長は、募集等の期間の終了後において、遅滞なく、施行規則第6条第2号に規定する事項を桶川市ホームページへの掲載その他市長が適切と認める方法により公表する。

(候補者の選考)

第8条 市長は、第5条の規定により推薦を受け、又は第6条の規定により応募した候補者の選考に当たっては、あらかじめ桶川市農業委員会委員選考委員会設置規程（平成28年桶川市規程第1号）第1条の規定により設置した桶川市農業委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に対し意見を求めるものとする。

2 選考委員会は、前項の規定による求めに応じ、候補者の選考について、市長に意見を報告するものとする。

(委員の選任等)

第9条 市長は、前条第2項の規定による報告を受け、選任しようとする者を決定したときは、その者の選任について、桶川市議会の同意を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めに対し、桶川市議会の同意を得たときは、委員となる者を任命するものとする。

(委員の補充)

第10条 市長は、委員の罷免、失職又は辞任により欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この要綱に定める手続により、速やかに委員の補充に努めなければならない。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 3 0 年告示第 2 2 7 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 6 年告示第 2 2 9 号）

この告示は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

桶川市農業委員会委員推薦用紙

年 月 日

桶川市長

推薦代表者	ふりがな			性別	
	氏 名			生年月日	
	住 所		職 業		
推薦者	ふりがな			性別	
	氏 名			生年月日	
	住 所		職 業		
	ふりがな			性別	
	氏 名			生年月日	
	住 所		職 業		
推薦を受ける者	ふりがな			性別	
	氏 名			生年月日	
	住 所		職 業		
	桶川市認定農業者等に該当するかどうか			該当する ・ 該当しない	
	経 歴				
	農 業 経 営 の 概 況				
推薦の理由					
推進委員に推薦しているかどうか			推薦している ・ 推薦していない		

上記に記載した内容（住所及び生年月日を除く。）及び年齢を公表することに同意します。

様式第2号（第5条関係）

桶川市農業委員会委員法人（団体）推薦用紙

年 月 日

桶川市長

法人・団体名称				
法人・団体の目的				
ふりがな				
代表者・管理人氏名				
構成員の人数				
構成員たる資格等				
推薦を受ける者	ふりがな		性別	
	氏 名		生年月日	
	住 所		職 業	
	桶川市認定農業者等に該当するかどうか		該当する ・ 該当しない	
	経 歴			
	農業経営の概況			
	推薦の理由			
推進委員に推薦しているかどうか		推薦している ・ 推薦していない		

上記に記載した内容（住所及び生年月日を除く。）及び年齢を公表することに同意します。

様式第 3 号（第 6 条関係）

桶川市農業委員会委員応募用紙

年 月 日

桶川市長

ふりがな			性別		
氏 名			生年月日		
住 所			職 業		
桶川市認定農業者等に該当するかどうか			該当する ・ 該当しない		
推進委員に応募しているかどうか			応募している ・ 応募していない		
経 歴					
農 業 経 営 の 概 況					
応 募 理 由					

上記に記載した内容（住所及び生年月日を除く。）及び年齢を公表することに同意します。